

東京都聴覚障害者連盟規約

第1章 総 則

(総 則)

第 1 条 この規約は公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構が運営する、東京都聴覚障害者連盟の運営方法について定める。

(事 務 所)

第 2 条 当連盟の事務所は東京都渋谷区東一丁目 2 3 番 3 号の東京聴覚障害者自立支援センターの施設内に置く。

(目 的)

第 3 条 当連盟は公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構（以下「公益法人」とする。）の「東京都に在住する聴覚障害者の権利を擁護し、生活・文化・教育の水準の向上を図るとともに、聴覚障害者に対する理解を広め、一般社会への参加を促進し、もって福祉の増進に寄与する」という目的を達成するために、都内の聴覚障害者及び団体を構成員として事業等を遂行する。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者の生活問題に関する相談及び支援事業
- (2) 聴覚障害者の福祉・手話等に関する研究調査事業
- (3) 聴覚障害者の文化教養・教育向上に関する事業
- (4) 聴覚障害者の保健体育振興事業
- (5) 聴覚障害者に関する社会啓発及び普及宣伝事業
- (6) 手話の普及・啓発・指導及び手話通訳者等の養成・派遣事業
- (7) 機関紙などの出版物の刊行及び情報・資料の頒布事業
- (8) 聴覚障害者の防災及び災害時の支援・情報提供事業
- (9) その他目的達成のために必要と認められる事業

第2章 構 成 員

(構成員の種別)

第 5 条 当連盟の構成員は次の 4 種とする。

(1) 正会員

公益法人第 6 条一(1)ーアによって入会した東京都内の各区市町村聴覚障害者団体

(2) 正会員構成員

公益法人の目的及び事業に賛同し、正会員を通して入会した東京都内に在住する聴覚障害者

(3) 賛助会員

公益法人の目的及び事業に賛同した正会員構成員以外の個人

(4) 名誉会員

当連盟並びに区・市聴覚障害者団体の事業に理解を示し、協力又は功勞のあつた65才以上の者で正会員により推挙され、役員会の承認を得た者

(会 費)

第 6 条 正会員構成員及び賛助会員は、評議員会で定め、公益法人の總會において承認された会費を公益法人に納入しなければならない。但し、名誉会員の会費は免除する。

(退 会)

第 7 条 正会員構成員は、退会しようとするときは会長に届け出なければならない。

2 正会員構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき、又は解散したとき

(2) 正当な理由なくの納入が継続して2年以上なされず、かつ催告に応じないとき

(除 名)

第 8 条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において総数の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

(1) 公益法人及び当連盟の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(2) 公益法人定款及び当連盟規約に違反したとき

2 正会員構成員を除名しようとするときは、その構成員に対し、評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 9 条 退会し、又は除名された正会員構成員が既に納入した会費、その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第 10 条 当連盟に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 役 員 18名以内（会長、副会長を含む）

(4) 推薦役員 5名以内

(5) 監 査 2名以上3名以内

(6) 評 議 員 70名以上150名以内

(選 任)

第 11 条 評議員は、正会員構成員から選出する。

2 役員は、評議員による立候補者の中から評議員会において選出する。

3 推薦役員は、専門部による推薦5名までを会長が役員会において推薦し、評議員会の承認を得て選出する。

4 会長、副会長は、評議員より選出された者の中から、役員の互選により選出し、公益法人理事長が任命する。

5 監査は、評議員による立候補者の中から評議員会において選出する。

6 役員は、他の役員を相互に兼ねることができない。

(任 期)

第 12 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する公益法人通常総会の終結の時までとする。

2 監査の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する公益法人通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、再任されることができる。

5 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(職 務)

第 13 条 会長は、当連盟を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。

5 評議員は、評議員会を構成し、必要な事項を審議し決定する。

6 監査は当連盟の会務の執行を監査する。この場合において、監査は法令で定めるところによる監査報告を作成し、公益法人に提出しなければならない。

(解 任)

第 14 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があった場合、評議員会の決議により解任することができる。

(諮問機関)

第 15 条 当連盟に、参与を置くことができる。

2 参与は、役員会の推挙により会長が委嘱する。

3 参与は、特定事項について会長の諮問に応え、必要な事項に助言する。

4 参与の任期については、第 12 条第 1 項を準用する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 16 条 当連盟の会議は、評議員会、役員会の 2 種とする。

2 評議員会及び役員会は、通常会と臨時会に区別する。

(構 成)

第 17 条 評議員会は、正会員構成員より選出された評議員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

(権 能)

第 18 条 評議員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 公益法人に付議する事業計画及び予算の決定

- (2) 公益法人に付議する事業報告及び決算の承認
 - (3) その他当連盟の運営に関して重要な事項
- 2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 評議員会で議決した事項の執行に関すること
 - (2) 評議員会に付議すべき事項
 - (3) その他、公益法人及び評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 19 条 通常評議員会は、年 2 回開催する。

2 臨時評議員会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたとき
- (2) 評議員総数の 3 分の 1 以上、もしくは監査から会議の目的たる事項を記載した書面による開催の請求があったとき
- (3) 公益法人理事長より開催の要請があったとき

3 役員会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面による請求があったとき

(招 集)

第 20 条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、その会議を構成する者に対して、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時場所を示し、開催日の 5 日前までに電磁的方法も含む文書を以て通知しなければならない。

(議 長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選任する。

2 評議員会の議長は予め選出することができる。

3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 22 条 会議は、その会議を構成する者の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開催することはできない。

(議 決)

第 23 条 評議員会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席評議員の過半数の同意をもって議決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

2 役員会の議事は、出席役員 過半数の同意をもって議決する。

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他のその会議を構成する者を代理人として表決を委任することができる。

この場合において前 2 条の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議を構成する者の現在数
- (3) 会議に出席した者の氏名（書面表決者、委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長並びにその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 26 条 当連盟の資産は、公益法人に属し、公益法人の会計として運営され、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人より付与されたもの
- (2) 公益法人特別会計における次の各号の収入
 - ア 会 費
 - イ 寄付金品
 - ウ 事業に伴う収入
 - エ 付与された資産から生ずる収入
 - オ その他の収入

(資産の管理)

第 27 条 当連盟の資産は、会長が管理する。その運用は、役員会の決議によって定める。

(経費の支弁)

第 28 条 当連盟の経費は、前 2 項の資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 29 条 当連盟の予算は、公益法人総会によって決議する。当連盟は年度開始前に評議員会の決議により定めた予算案を公益法人の総会に提出し承認を得なければならない。

2 決算は、年度終了後 3 ヶ月以内に収支計算書、貸借対照表及びその年度末の財産目録とともに監査による監査を経て、評議員会で承認を得た決算を公益法人総会に提出し、承認を得なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じた暫定予算を役員会で定め執行する。

4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第 30 条 当連盟の事業年度は、公益法人事業年度に準じる。

第6章 事務局等

(事務局の設置等)

第31条 当連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第32条 事務局長及び職員の任免は、役員会及び理事会の同意を得て、公益法人理事長が行う。

第7章 定款の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、評議員会において総評議員の4分の3以上の同意を得、かつ、公益法人社員総会の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余資産の処分)

第34条 当連盟は評議員会の決議に基づいて解散する。その場合は評議員総数の4分の3以上の同意を得、かつ公益法人社員総会の承認を得なければならない。

2 解散後の残余資産は、全て公益法人に帰属する。

第8条 雑 則

(委 任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、役員会の議を経た上で、及び公益法人理事会の承認をもって別に定める。

付 則

1 この規約は、平成25年4月1日から暫定的に施行し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年11月28日)から施行する。